

ふるさと応援奨学金（貸付型）募集要項

1 目的

豊明市への定住を促進するため、大学等（学校教育法第83条に規定する大学（専攻科、別科及び大学院は除く。）、同法第108条に規定する短期大学及び同法第124条に規定する専修学校の専門課程をいう。）に進学する意欲のある方のうち、将来、豊明市に定住を考えている方に対して、その進学に必要な入学金を貸付けることにより、修学の支援をするとともに、有用な人材の育成・確保を目的とします。

2 貸付対象者及び貸付要件

令和7年4月に大学等に入学予定の方で、次の（1）～（3）のいずれかに該当し、かつ、（4）～（7）のすべてに該当する方が対象となります。

- （1）高等学校等を卒業見込みの方
- （2）高等学校等を卒業後2年以内の方（大学等に入学したことがある方は除く。）
- （3）高等学校卒業程度認定試験の合格者

-
- （4）申請時において、豊明市に1年以上住所を有すること
 - （5）大学等の卒業後、豊明市に定住する意思があること
 - （6）修学の意欲があり、品行方正であること
 - （7）確実な保証能力がある連帯保証人を付することができること

3 入学支援金の貸付額

大学等入学金相当額とし、30万円を上限とします。

4 申請手続き

次の（1）～（7）の書類を豊明市教育委員会学校教育課に提出してください。

- （1）入学支援金貸付申請書（様式第1号）
- （2）高等学校等の卒業見込証明書、卒業証明書又は高等学校卒業程度認定試験合格証明書
- （3）連帯保証人の所得証明書（当該年度分）及び区市町村民税納税証明書（当該年度分と前年度分）
- （4）申請者の属する世帯全員の住民票の写し
- （5）推薦書（様式第2号）※在学している学校に作成を依頼してください。
- （6）成績証明書（学校所定の様式）
- （7）小論文※『私の将来の目標』について、指定の「原稿用紙（A4 サイズ400字詰め、横書き）」に2枚（800字）程度で作成してください。

※様式1・2号及び指定原稿用紙については、豊明市ホームページからダウンロードしていただくか、豊明市役所学校教育課の窓口にて配布します。

5 申請書受付期間

令和6年7月1日（月）から7月31日（水）まで ※土日、祝日を除く8:30～17:15まで
※郵送の場合は、令和6年7月31日（水）の消印まで有効です。

6 提出方法

必要書類を下記提出先に持参又は郵送（「特定記録」「書留」等）にて提出してください。

〒470-1195 豊明市新田町子持松1-1 豊明市教育委員会 学校教育課』

7 奨学生の決定

提出書類に基づき、人物、学業成績、連帯保証人の所得状況、小論文について豊明市大学等入学支援金選考委員会で、審査・選考し、1名教育委員会が決定します。なお、選考結果については、9月中旬頃に通知させていただく予定です。

8 入学支援金の貸付

奨学生に決定した方は、進学する大学等の決定後直ちに次の（１）～（５）の書類を豊明市教育委員会学校教育課に提出してください。

- （１）誓約書（様式第4号）
- （２）入学支援金貸付請求書（様式第5号）
- （３）進学する大学等の合格通知書の写し
- （４）進学する大学等の入学金の額がわかるもの
- （５）連帯保証人の印鑑証明書

なお、上記（１）～（５）の提出があった日から30日以内に入学支援金を貸付けします。

また、入学支援金貸付け後直ちに入学支援金借用証書（様式第6号）を提出してください。さらに、入学支援金貸付け後の最初の4月末日までに在学証明書又は学生証の写し及び入学金を支払った事実がわかるものを提出してください。

※実際に進学する大学等の入学金に対してのみの支援となります。貸付け後に進学先が変更となっていたり、進学しないことが判明した場合は、入学支援金を返還していただくこととなりますので、ご注意ください。

9 入学支援金の返還方法

大学等を卒業した年の翌年1月1日から10年間で返還していただきます。

※大学等を卒業後、毎年1月1日現在、豊明市に住民登録を有し、かつ、引き続き居住していただくとその間は返還が免除されます。

10 その他

必要書類が提出期限までに適切に提出されない場合や提出書類に不備があった場合は、申請を受付けることができませんので、募集要項をよくご確認のうえ提出してください。また、次の（１）～（５）のいずれかに該当することがわかったときは、貸付の決定を取り消すとともに、既に貸付を受けた入学支援金については、返還していただきますので、あらかじめご了承ください。

- （１）「2 貸付対象者及び貸付要件」に記載する要件を欠いたとき
- （２）大学等に入学しなかったとき
- （３）大学等を退学したとき
- （４）虚偽の申請等、不正な手段により入学支援金の申請をしたとき
- （５）その他市長が奨学生として適当でないと認めたとき